ロ　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）を適用対象から除外した上、その対象資産の新築期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条の六関係）

ハ　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）を適用対象から除外した上、その対象資産の新築期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条の七関係）

⑭　東日本大震災に係る特例措置を、必要な経過措置を講じた上、次のとおり改める。（附則第五十六条、改正法附則第十四条、第十七条関係）

イ　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「東日本大震災に係る被災住宅用地」という。）の所有者等が、当該東日本大震災に係る被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める一定の土地を取得した場合の当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、対象を東日本大震災に係る被災住宅用地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

ロ　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象を滅失し、又は損壊した家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限定した上、その対象資産の取得期限又は改築期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

⑮　次に掲げる課税標準の特例措置を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。

イ　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条、改正法附則第十四条関係）

ロ　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第五十六条、改正法附則第十四条関係）

8　軽自動車税

⑴　令和八年四月一日に軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。（第三章第三節関係）

⑵　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置として、令和八年度及び令和九年度に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する。（附則第三十条関係）

9　事業所税

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずる。（附則第三十三条関係）

⑴　特例措置の対象を令和十年三月三十一日までに承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設とする。

⑵　適用期間を当該事業が法人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日の属する年分までとする。

10　その他

⑴　国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行う。

イ　電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずる。

㈠　当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」という。）をすることができることとする。また、その命令違反に対する罰則を設ける。（第二十二条、第二十二条の四関係）

ａ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ｂ　電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

㈡　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととする。また、その命令違反に対する罰則を設ける。（第二十二条、第二十二条の四関係）

㈢　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録について、その内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができることとする。（第二十二条の九関係）

㈣　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができるとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができることとする。（第二十二条の十一関係）

ａ　錠を外すこと。

ｂ　何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けないでその提示をする場所に出入りすることを禁止すること。

ｃ　ｂの処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

㈤　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととする。（第二十二条の十二関係）